

# 国際社会と日本の人権擁護

## 一 はじめに

本誌の表紙には、国際連合にて一九四八年に採択された世界人権宣言の啓発書画（人権擁護協力会所蔵）が掲載されています。また、人権擁護委員による人権教室・研修・シンポジウムなどで、国連の各種人権条約・世界人権宣言などにつき言及される機会も多いことと思います。さらに、全国人権擁護委員連合会が協賛している「国際理解・国際協力のための高校生の主張コンクール」は、「国連の意義」の普及を目的とするものです。誌友の皆様は、このような日々のご活動とおし、国際社会と日本での人権擁護との結びつ

きを身近に感じておられることと拝察いたします。

グローバル化が進む今日、人権の尊重が平和の基盤であることは世界の共通認識となっており、国際社会全体で人権課題に取り組む機運も高まっています。現在の国際社会で重要な役割を果たしている国連の目的の一つは「すべての者のために人権及び基本的自由を尊重する…」ことであり、国連では人権保障のための様々な活動をしています。

当局作成の啓発冊子「人権の擁護」には「国際社会における人権擁護」の記載があります。が、これまで、国際的な人権の保障と日本国内での「法務省の人権擁護機関」の活動との



## プロフィール／おかむら・かずみ

東京都出身。1983年弁護士登録。1988年ハーバード・ロースクール終了。1989年ニューヨーク州弁護士登録。2000年検事任官。東京大学大学院「人間の安全保障」プログラム特任教授、金融庁国際・情報統括官、最高検察庁検事等を経て、2014年7月から現職。

結びつきに関する説明は不十分であったか  
もしれません。そこで、今般、人権擁護委員  
の皆様へのメッセージを寄稿させていただ  
けることとなりましたので、当局の国際業務  
の一部をご紹介したうえで、「日本の人権擁  
護委員会のご活動が国際社会の要請と不可分  
であること」をご報告いたします。そして、  
人権という普遍的な課題に関する近時の国  
際的潮流を意識しつつ、基本的人権の尊重を  
理念とする日本国憲法の下での人権擁護活  
動を、一緒に考えてまいりたいと思います。

## 二 国連・人権条約に基づく対日審 査などへの対応について

国連では、世界人権宣言で規定された権利  
に法的な拘束力を持たせるため、経済的、社  
会的及び文化的権利に関する国際規約（社会  
権規約）と市民的及び政治的権利に関する国  
際規約（自由権規約）が採択され、さらに個  
別の人権保障のための条約が策定されてい  
ます。日本は、先の二つの規約に加え、人種  
差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、拷問等禁  
止条約、児童の権利条約、強制失踪条約、障  
害者権利条約などの主要な人権条約を締結  
しています。

国連人権理事会では、幅広い活動を通じて、  
世界の人権状況の改善を目指しています。ま  
た、個別の人権課題については、前述の各種  
人権条約に基づき、専門家により構成される

委員会において締約国を対象とする定期的  
な審査を行い、各国が指摘された事項につ  
いて改善の努力を重ねることにより、国際社会  
全体での人権状況の向上をめざす仕組が確  
立されています。さらに、国連では、①二〇  
〇六年の人権理事会創設に伴って導入され  
た全加盟国を対象に人権状況を普遍的に審  
査する普遍的・定期的審査、②「特定の国・  
地域等の人権状況」または「特定テーマの人  
権課題」に関する独立した専門家（特別報告  
者）による調査の制度などもあります。

当局は、このような審査・調査に際して、  
日本国の政府報告書の作成・事前質問への回  
答・資料提出などを行い、対処方針策定など  
にも関与して、国際社会に対して日本の人権  
状況を説明しています。たとえば、二〇一四  
年には、国連欧州本部（在ジュネーブ）で行  
われた国際人権（自由権）規約に基づく審査  
と人種差別撤廃条約に基づく審査に、当局職  
員が政府代表団の一員として参加しました。  
今年も、すでに女子差別撤廃条約に基づく対  
日審査、表現の自由に関する特別報告者によ  
る調査が行われ、さらに、この後、障害者権  
利条約、児童の権利条約に基づく審査などが  
予定されています。特に障害者権利条約につ  
いては、条約批准（二〇一四年）後の第一回  
審査であり、条約締結に伴い制定された障害  
者差別解消法が本年四月から施行されたこ  
となど最新の状況を報告する機会となってい

ます。

この種の対日審査・調査への対応として外  
務省が中心となって日本の現状と施策等を  
とりまとめるにあたって、当局では、日本国  
内の人権課題への対処（特定の課題に関する  
個別案件の調査救済など）に関する説明とと  
もに「法務省の人権擁護機関」による様々な  
人権擁護活動を紹介しています。

## 三 世界各国・地域の政府関係者・ NGO等との意見交換など

国連関係の国際業務に加えて、法務省が、  
他の国際機関、世界各地の国と地域からの政  
府・NGO等の来訪者、さらに在東京の大使  
館・代表部（EU代表部等）などと、非公式  
な意見交換を行う機会もあります。昨年度、  
局全体では数十回を超える応接の機会があ  
りました。日程調整が可能であった場合には  
私も出席しましたが、そのたびに法務省の人  
権擁護機関の活動に寄せられる国際社会か  
らの期待を感じています。

こういった面談では、世界共通の人権課題  
としての難民問題、人身取引、北朝鮮当局に  
拉致された人々を救うための国際協調など  
の「国際社会として対処すべき人権課題」  
に関して協議するだけでなく、現代の日本の  
人権課題（たとえば女性の活躍推進、日本の  
刑事手続など）について、国際的な視点から、  
より一層の向上が求められることもありま

す。複雑な現代社会では、国内と国際面を分けられない人権課題が多く、たとえば、表現の自由をめぐる世界情勢と日本での課題、マイノリティへの理解促進に関する国際比較などといった日本の現状と世界水準の双方を意識した考察が必要となっています。

少数で率直に語り合いますと、世界各地で、それぞれの国・地域が、日本と同様の人権課題に取り組んでいることにお互いが気付き、たとえばインターネット上の人権侵害、マイノリティの権利擁護、ヘイトスピーチ抑止、児童虐待の防止、複合差別（特に障がいを持つ女性・高齢者などの自立が難しい人々をめぐる深刻な事態）への対処などについて、他国での取組を知るとは、日本での人権擁護施策の参考ともなります。

こういった機会に、当局から、民間ボランティアである人権擁護委員の方々が地域での人権擁護活動を担っていることを紹介すると、諸外国には例がないとコメントされることが多く、特に「子どもの人権」擁護のためのSOSミニレターの取組には高い関心が寄せられます。グローバル化が進み、人物・情報が容易に国境を越え、多国籍企業の活動が世界各地に影響する今日の国際社会ですが、人は地域社会に暮らしているのですから、地域に根ざした人権擁護活動は必須です。同時に、法務省の人権擁護機関は「国」の機関ですから、国際社会からの日本への期

待も受けとめて活動したいと考えます。

#### 四 国際人権に関する学会・シンポジウム等への参加

最近では、国際的な人権課題に関する勉強会・シンポジウム・学会などに当局職員が出席を求められる機会も増えてきました。たとえば、国連の組織により国連大学で開催される会合、大学院など各種研究機関と国際機関との共催で行われるシンポジウム、学者・弁護士などが中心となる勉強会など、様々な国際人権に関するフォーラムがあり、英語で開催される学会もあります。政治的主張を目的としない研究的な会合であれば、広義の啓発活動の一環として参加し、法務省の人権擁護機関の活動を発信すると同時に、専門家からの情報・意見等を得ることにより知見を深める機会としています。

こういった研究会合で国際的な動向を知ることにより、現在の日本の人権状況が世界からみてどのような水準にあるのか、国内の人権課題に対する国際社会からの要請はどのようなものか、などを考察することができ、幅広い分野の専門家が参集する人権フォーラムは、各参加者が「多様化した現代社会では、国際機関・各国政府も、各種団体・企業等も、研究者も、互いに連携し協働し合い、多面的なアプローチによって社会の進化を促す必要がある」との認識を共有する機会

となっています。

また、このような会合の参加者には、人権擁護委員として活動して下さっている方も多く、多様なバックグラウンドの方に委員ご就任をお願いしている「日本の人権擁護委員制度の意義」を再確認する機会ともなっています。

#### 五 国連「持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ」、「ビジネスと人権」指導原則などについて

昨年九月、国連総会と合わせて開催された国連「持続可能な開発サミット」では、十七の「持続可能な成長目標 Sustainable Development Goals」を採択し、二〇三〇年までの十五年間に人権・環境・教育等を含む社会的課題に取り組むことを決定しました。（外務省HPに英語本文と仮訳が掲載されています。）

日本政府は、この二〇三〇アジェンダにつき、持続可能な世界を実現するため、女性も、障がいを持つ人も、若者も参加する取組が必要であることなどを宣言し、日本は国際社会と共に実施のため最大限努力するとしています。この取組は今年二〇一六年がスタートの年であり、政府も、NGO・NPO等の諸団体も、企業も、私たち社会の構成員一人一人も、目標を共有して、それぞれの役割を果たしていきたいと考えます。特に、二〇二〇

年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をひかえ、さらに訪日外国人の増加が予想される日本は、積極的に課題に取り組むことが期待されています。

前述の「持続可能な成長目標」のいくつかとも関連しますが、最近の国際社会では、職場での労働環境やサプライチェーン・マネジメントなどに関連する「ビジネスと人権」という課題について関心が高まっています。すでに企業の社会的責任(CSR)、環境・社会・ガバナンス(ESG)評価などは日本でもよく知られており、社会(S)には労働環境、女性活躍、年齢や障がいを理由とする差別解消・理解促進などの人権に関する視点も含まれていることは理解されやすいと思います。今後、日本でも、国連人権理事会の「ビジネスと人権」指導原則(いわゆるラギー原則)に基づく国内行動計画の策定と実施につき、議論が深まると予想されます。

当局も、この流れを意識して、長い間に積み上げてきた調査救済・啓発活動と企業・団体等との関係を新しい展開へとつなげたいと考えています。これまでも、職場での差別等をめぐる個別の人権侵害事案に関する調査救済にあたって、法務局・地方法務局から企業行動への働きかけをしている例が数多くあります。また、全国から寄せられる人権擁護委員協議会・連合会の機関誌や活動報告などには、志ある企業・団体等と連携した

啓発活動例も多く掲載されていて、たいへん勇気づけられています。今後、たとえば、障がいのある人も高齢者も仕事しやすい職場環境の企業が業績も伸ばしている等の良い事例を研究して、「人権課題への取組は、経営にプラスとなりうる」との考え方を広めていきたいと思えます。

## 六 国際社会と人権擁護委員の活動

これまで述べてきたとおり、国際社会からも注視されている日本の人権状況ですが、実際に、人々の気持ちに寄り添って日本の人権尊重社会を支えてくださっているのは、日頃から地域社会で活躍されている約一万四千名の人権擁護委員の方々です。当局は、この「民間ボランティアが、中立公正な立場で人権相談に応じ、また、地域社会や学校等で啓発活動を行う」という日本独特の制度を、機会あるごとに、世界に紹介しています。(たとえば先述の人種差別撤廃条約に基づく日本政府報告書に法務省の人権擁護機関の活動を明記したところ、実際の審査において、これを評価する発言がありました。)

また当局では、毎年、人権擁護委員の皆様が全国で展開してくださっている活動などをとりまとめ、国会に報告し、「人権教育・啓発白書」として刊行(法務省HPにも掲載)しています。これは「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」二〇〇〇年(成立)に

基づく年次報告であり、政府が各年度に講じた人権教育・啓発に関する施策をまとめたものです。この法律は「人権教育のための国連十年」という国連決議(一九九四年)に始まる一連の動きを踏まえたもので、この法律に基づき、二〇〇二年に、人権尊重を理念の一つとする日本国憲法の下での「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定されました。そして、現在、法務省の人権擁護機関は、この基本計画に基づいて、総合的かつ計画的な人権啓発活動を実施しています。すなわち、人権擁護委員の皆様による啓発活動は、国連と各国政府の動きとも協調しており、国際社会の要請と不可分のものです。

なお、この基本計画は、我が国の人権をめぐる諸状況や国民の意識等の把握に努めるとともに、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向に適切に対応するために必要に応じた見直しを行うこととされており、二〇一一年には「北朝鮮当局による拉致問題等」が取り組むべき人権課題として加えられています。近年、各地の人権擁護委員の方々が、この問題にも積極的に取り組んでくださっていることに、この機会に、あらためて感謝申し上げます。

## 七 これからの人権擁護活動

昨年、ある人権擁護委員の方が、地域の人権教室でも評価が高い紙芝居を英語に訳す

などして、国境を越えて世界共通の「互いを思いやる心」を伝えておられることを知り、感銘を受けました。まさに、人が「平等で個人として尊重される」ことは世界共通であり、言葉も風習も違う外国であっても「心は通じ合える」はず、目が開かれる思いがいたしました。

全国の人権擁護委員の一人お一人が、それぞれのお立場でご尽力されている成果に接するたびに、私たち法務省の職員も努力しなければ、と痛感いたします。ささやかながらも当局の国際展開のいくつかをご紹介しますと、①昨年、当局人権啓発課長が「全国中学生人権作文コンテスト」入賞作品の英語訳を在京米国外使館に紹介したところ、たいへん感動したとのコメントをいただきました。また、②この作文コンテストのこれまでの入賞作品のうちハンセン病をテーマとする四作品を英訳した小冊子を企画・監修し、ハンセン病回復者の人権に関する日本の取組の一つとして対外的に紹介しています。さらに、③アフリカで支援活動をしている日本の法律家からの「人権一〇番の仕組みを知りたい」との要請を受けて、制度と運営を説明しています。

今後、当局は、人権擁護委員制度と、これに支えられた日本での人権擁護活動を、これまで以上に、世界に発信していきたいと考えています。長い年月にわたって努力を積み重

ねてくださっている人権擁護委員の皆様への敬意と感謝を新たにするとともに、このような民間の篤志家が、現在、約一万四千名もおられる日本社会の温かさを大切にしたいと思えます。たとえば、年間二万件を超える子どもからの SOS ミニレターによる相談に人権擁護委員の皆様が返信してくださっています。このような温かい配慮に満ちたきめ細やかな人権擁護活動は、日本の社会であるからこそ継続していることと思われま

す。また、これからは、人権擁護委員の方々に、普遍的な価値である人権に関する世界の動きをご報告する機会も増えていくものと思われま

す。すでに本誌には、外務省総合外交政策局人権人道課による「国連人権理事会での動き」が長期間にわたって連載されています。本誌第一〇七号には国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 駐日代表による特別寄稿が掲載されていますが、今後も、時宜にに応じた、国際的な人権擁護活動が紹介されることと思えます。

これからの時代に合わせた日本の人権擁護活動については、国際的な潮流と日本の良さを組み合わせた日本モデルを進化させるという高い目標を持ちたいと思えます。特に、簡単には効果が出ない啓発活動は（だからこそ）地道に続けなければならず、活動内容だけでなく、活動手法についても実際にご苦労

されている方々が疲弊しないようにする配慮も必要と考えます。メールシステムによる連絡業務の効率化も進んでいます。啓発手法についても、インターネット動画配信・視聴覚教材など、それぞれの人権課題に応じて、効果的な媒体の活用を工夫していく必要があると考えられています。

また、各地の人権擁護委員協議会・連合会では、それぞれの強みを生かした活動を創出し継続しておられ、良き先例は他の地域でも参考とされて広まっています。これからも、各地の協議会・連合会では、国の人権擁護機関として、地域の特性と全国的なテーマとを組み合わせた活動を展開されていくことと思えます。

本誌本号が皆様のお手元に届く頃には、伊勢志摩サミット、オリンピック・パラリンピックに関連する報道なども続き、グローバル化がすすむ現代の「日本と世界」を考える機会も増えつつあると思えます。このような大切な時期に、人権擁護委員の皆様と「一緒に」社会に働きかける仕事」に取り組みさせていただいていることに、あらためて感謝いたしております。

皆様のご活動により、私自身もたくさんのお気づきをいただいております。引き続き、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。